

2022年6月30日
資源エネルギー庁

電気事業法に基づく認定電気使用者情報利用者等協会を初めて認定

経済産業省は、電気事業法第37条の4に基づき、一般社団法人電力データ管理協会を「認定電気使用者情報利用者等協会」に初めて認定しました。

1. 背景

2020年6月の電気事業法改正により、一定のルールの下、電気事業者以外の事業者も含めて、電力データの活用が可能となりました(2022年4月施行)。

具体的には、需要家保護に万全を期すとともに利便性確保の観点から、各一般送配電事業者が保有する個々の需要家の電力データを、その需要家からの同意取得に基づき、1つの窓口で一括して入手・利用することができる仕組み(「認定電気使用者情報利用者等協会(認定協会)制度」)が構築されました。

2. 認定電気使用者情報利用者等協会の認定について

一般社団法人電力データ管理協会からの認定申請に関して、電気事業法第37条の4第1項各号に適合すると認められるため、認定電気使用者情報利用者等協会に認定しました(2022年6月30日付)。

3. 申請者の概要

一般社団法人電力データ管理協会

代表理事: 森川 博之、平井 崇夫

所在地: 東京都千代田区一番町13-1 新半蔵門ビル1階

申請日: 2022年6月3日

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁電力産業・市場室 下村

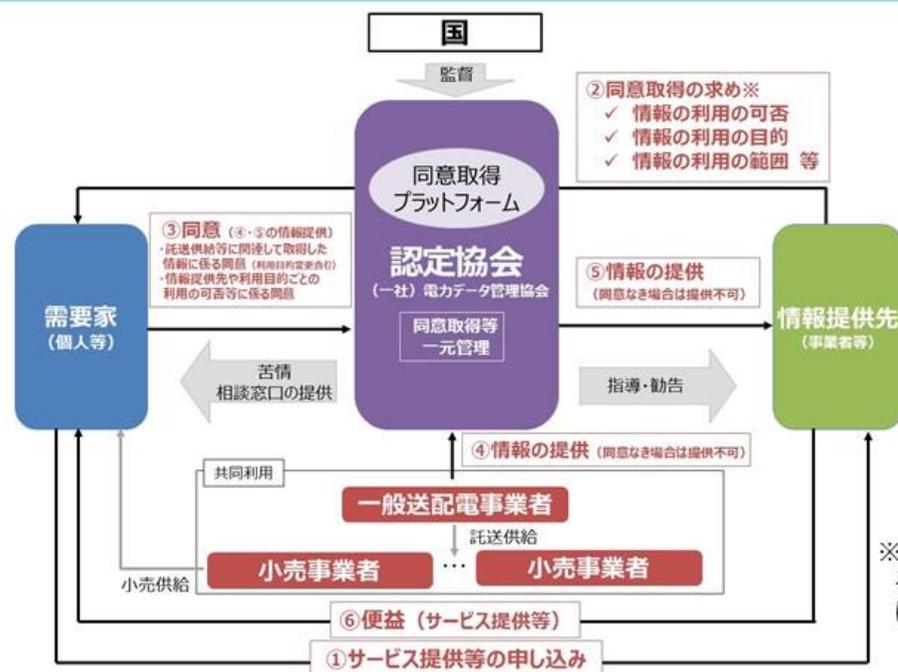
担当者: 郷原、清水

電話: 03-3501-1511(内線 4741~4746)

03-3501-1748(直通)

「認定電気使用者情報利用者等協会」制度について

- 2020年6月の電気事業法改正により、一定のルールの下、電気事業者以外の事業者も含めて、電力データの活用を可能とした（2022年4月施行）。
- 需要家保護に万全を期すとともに利便性確保の観点から、各一般送配電事業者が保有する個々の需要家の電力データを、その需要家からの同意取得に基づき、1つの窓口で一括して入手・利用することができる仕組み（「認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）制度」※1）を構築。
- 具体的には、需要家からの同意に基づき、託送供給や小売供給に関連して取得した需要家の電力データ（電力使用量等）を、一般送配電事業者が認定協会へ提供、更に認定協会が電力データ利用者（事業者等）へ提供する制度。
- 経済産業省が一般社団法人電力データ管理協会（※2）を認定協会として認定（本年6月30日）。
※1：電気事業法第37条の4に基づき国が認定、※2：一般送配電事業者10社及びデータ利用者が設立した協会



※個人情報保護法上、個人データを第三者に提供するには原則本人同意が必要。統計情報や同法に規定する匿名加工情報を提供する場合には不要。